



厚生労働省北海道労働局発表
令和2年10月2日

担当

厚生労働省 北海道労働局
雇用環境・均等部 指導課
課長 八反田 健
課長補佐 杉本 嘉廣
直通電話 011-709-2715

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を開設しました

北海道労働局（局長 ^{うえだ くにお}上田 国土）は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援金。以下「助成金」という。）について、助成金の支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和2年9月30日を同年12月31日まで延長となったことのお知らせします。

なお、令和3年1月末までとなっている対象となる休暇の取得期限については、変更はありません。

また、働く妊娠中の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの期間、北海道労働局に「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設置しましたので、お知らせいたします。

母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

所在地：札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階
電話：011-709-2715
お問合せ：雇用環境・均等部 指導課内

資料 別添1 リフレット「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」

別添2 リフレット「新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は『母性健康管理措置等に係る特別相談窓口』にご相談ください！」